

愛知県下法人会

平成 31 年度

税制改正提言事項



一般社団法人 愛知県法人会連合会

一般社団法人	愛知県法人会連合会	会 長	山 本 亜 土
公益社団法人	名古屋中法人会	会 長	岡 谷 篤 一
一般社団法人	名古屋東法人会	会 長	後 藤 正 憲
公益社団法人	千種法人会	会 長	水 野 茂 生
公益社団法人	名古屋北法人会	会 長	徳 永 和 人
公益社団法人	名古屋西法人会	会 長	加 藤 博
公益社団法人	名古屋中村法人会	会 長	山 本 亜 土
一般社団法人	昭和法人会	会 長	柴 垣 信 二
公益社団法人	熱田法人会	会 長	安 井 香 一
一般社団法人	中川法人会	会 長	林 謙 治
公益社団法人	小牧法人会	会 長	松 尾 隆 徳
公益社団法人	瀬戸旭法人会	会 長	伊 藤 健 一
公益社団法人	一宮法人会	会 長	森 克 彦
一般社団法人	津島法人会	会 長	鈴 木 吉 男
一般社団法人	半田法人会	会 長	安 川 彰 吉
公益社団法人	刈谷法人会	会 長	福 田 雅 美
公益社団法人	西尾法人会	会 長	山 崎 秀 夫
公益社団法人	岡崎法人会	会 長	大 林 市 郎
公益社団法人	豊田法人会	会 長	小 林 耕 士
一般社団法人	東三河法人会	会 長	吉 川 一 弘
一般社団法人	新城法人会	会 長	小 笠 原 喜 好

平成31年度税制改正提言事項

基本事項

総論

平成29年度の日本経済は、平成24年末から緩やかな回復基調が続き、景気回復期間としては戦後2番目の長さとなった。これは、海外経済が回復する中で、情報関連財の需要が世界的に増加するなど、輸出や生産の持ち直しが続き、企業収益が過去最高水準となる中で雇用・所得環境が改善し、消費や投資の拡大につながったことによるものである。

このような中で、人手不足感は極めて強く、企業は人材の確保や合理化・省力化に向けた取り組みが迫られている。

また、米国の保護主義政策が招く貿易戦争への不安や北朝鮮を取り巻く東アジア情勢の流動化等混沌とした海外情勢は、海外輸出に依存する我が国にとって予断の許さないものとなっている。「ジャパンプランド」の商品・サービスが世界で競争力を持ち続けるため、日本経済を支える企業の活力を高めるべく、さらなる政策・税制での後押しが望まれる。

平成30年度の税制改正では、事業承継税制の一部要件緩和や賃上げ・設備投資促進、電子申告の推進等で評価できるものの、法人会の要望を満たす内容にはほど遠かった。今後は、法人税率の更なる引下げを早期に実現し、中小法人に対する軽減税率の恒久化を図るなど、法人税を中心とした税制面での支援措置を講じ、経済再生と財政健全化の両立を実現する税制の確立を強く求める。

また、子供の7人に一人が貧困の元で暮らす現状において、将来を担う子供たち、若い世代や女性が安心して生活できる環境を整備していくことに期待したい。

税は、所得、資産、消費にバランスよく課税することが必要とされているが、いまだ消費課税の比率が低いのが現状である。

消費税率の引上げが、平成31年10月に延期されたことは、厳しい財政状況の中において大変残念なことであり、この引上げは必ず予定通り実施されなければならない。しかしながら、消費税率引上げと同時に導入が

予定されている軽減税率については、複雑で事務負担が大きいうえに効果は低いことから単一税率に見直すべきである。また、インボイス制度は事務負担が極めて大きいことから廃止すべきである。このまま導入を進めるのであれば、国民への十分な周知、説明と事務負担軽減のための導入支援策が必要である。

今、長寿化、少子化、核家族化が進むことで社会保障費が急激に増加し、今後ますます財源不足が深刻化することが予想される。このため、国の取り組みはもちろんであるが、少子化対策に取り組む企業や「健康経営優良法人」などの従業員の健康に配慮する企業への税制上の措置を講じ、世代間、世代内の公平が確保された社会保障制度、税制度とすべきである。

地方においては東京圏への人口流出と地域経済の縮小が進んでいる。こうした構造的な課題を克服するために、東京一極集中の是正や若い世代の結婚・子育ての希望の実現を通じた地方創生に向けて税制面での所要の措置を講ずる必要がある。

また、地方への権限委譲と課税の自主権を移転することも必要であるが、その前に地方自治体は歳出構造の徹底した見直しを行い、議員定数の削減等財政の効率化と使途の明確化・透明化に努めるべきであり、安易な法定外目的税等の創設は厳に慎むべきである。

税のオピニオンリーダーとしての法人会は、公平でかつ透明で解りやすく、長期的展望に立った税制度を確立し、納税意識の向上と税知識の普及拡大、租税教育の推進を目的として活動してきた。

そこで、地域経済を支える中小企業の多くが加入する法人会として、法人税の軽減税率の恒久化、事業承継税制における資産評価方法の抜本的な見直しなど、平成31年度の税制改正に向け、法人税・所得税・資産税・消費税はじめ国税・地方税について「各論」「個別事項」を以下の通り提言する。

各論（当面の改正提言）

第一 法人の税負担のあり方

企業活動がグローバル化し、企業が国を選ぶ時代となっている現状を踏まえ、国際競争力の強化、地域産業の空洞化対策の観点からも、中小企業支援税制の拡充が急務である。

1 中小企業活性化のための税制のあり方

同族会社の留保金課税の全面的廃止

資本金または出資の額が1億円以下の特定同族会社は留保金課税の適用除外とされているが、資本金等にかかわらず、全ての同族会社にとって内部留保に対する課税は、経営基盤の強化と新規事業の展開、企業の活力再生を図ることを阻害するものであり、全面廃止すべきである。

2 法人税の税率および課税ベースの問題等

(1) 法人税率の引下げ

法人税率は、平成30年度から29.74%に引き下げることとなっているが、国際競争力を強化する観点から、経済状況、税負担水準や税体系全体のあり方、諸外国との税率のバランス等を踏まえ、更なる引下げを行うべきである。

税率を下げて企業活動の活性化を図る一方で、グローバル経済化によって税金の源泉となる財産・所得が逃げないように、税源の海外流出に歯止めをかける必要がある。

なお、引下げに伴う減収分は、法人への課税ベースの拡大ではなく税制全体で考えるべきである。

(2) 受取配当等の益金不算入制度の拡大

所得税法は、個人の受取配当にはすでに法人税が課されているとして配当控除を設けている。一方、法人税法では、法人株主に分配され再び法人税を課した後に個人に配当として分配されると、他の法人を経由しない場合より税負担が重くなることから、受取配当等益金不算入制度を設けている。

しかし、持ち株比率が1/3超以外の法人は、益金不算入割合が100%ではなく、まだまだ二重課税の排除が不完全であることから、制度の趣旨に則り内国法人からの株式配当等については、直ちに100%の益金不算入に拡大すべきである。

(3) 交際費等の損金不算入制度の廃止

交際費等の損金不算入制度は、①交際費等の額のうち、接待飲食費の50%の損金算入と、②中小法人に係る損金算入の特例(定額控除限度額800万円)との選択適用となっており、適用期限が平成32年3月31日まで延長されたが、企業自体が不必要な支出を抑制している現状においては課税される合理性はなく、また、事業活動に必要なものは金額の多寡や、企業規模といった基準などにより形式的に判断すべきものではない。よって交際費等の損金不算入制度は廃止すべきである。

(4) 寄附金の損金算入制度の見直し

現在の指定寄附金は、財務大臣の指定となっているが、社会環境も変化しており、地域に密着し真に必要なものは地方自治体の長も指定できることとし、容易に寄附行為が可能となるようにすること。

また、地域社会における貢献活動が重要視されている点から、寄附行為を高めるため、損金算入限度額を引き上げること。

(5) 減価償却制度の改善

イ 設備投資を促進し生産コストを削減させることにより競争力を向上させる観点からも、定率法の償却率を改正前に戻すべきである。

ロ 税制の簡素化及び特に課税上弊害を及ぼさないという範囲を考慮したら、一括償却資産の3年均等償却を廃止するとともに、取得価額30万円以下の少額な減価償却資産は、全ての企業が取得時に全額損金算入とすべきである。

ハ 定期借地権を設定した借用地にかかる建物の耐用年数は、定期借地権契約期間の年数に合わせるよう改正すべきである。

二 平成28年4月1日以降に取得する建物付属設備及び構築物の減価償却方法が定額法に一本化されたが、中小法人にあっては早期の費用化ができず設備投資意欲の減退に繋がることが懸念される。中小法人については、定率法と定額法の選択適用とすべきである。

(6) 租税特別措置法の見直し

特定の政策目的で定められるのが租税特別措置法であるが、政策目的を達したと思われる制度は速やかに廃止するとともに、廃止できないものは本法の中で整理し、措置法は真にやむを得ない事項に限定すべきである。

また、法人税法の改正にあたっては、「企業会計の処理基準」を十分に考慮し、シンプルで解りやすい税制となるよう改正を行うべきである。

(7) 防災・減災対策に対する特例措置の制定

企業の防災・減災意識が高まっている一方、その対策を後押しする税制の整備がされていない。災害に強い経済社会を構築するため以下の特例措置の制定を求める。

イ 事務所等の耐震工事や建て替えなど、防災・減災のための資産取得に対する特別償却や登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税等の減免制度の制定。

ロ 防災・減災を目的とした事務所の移転や、防災対策資産取得については買換え特例(圧縮記帳)を認める。

ハ 建物等の構造物に対する耐震補強工事は、生産性を向上させるものではないことから、その工事費用は即時償却とする。

第二 個人の所得課税のあり方

所得税は、基幹税として「広く公平に負担を分かち合う」ものであるが、個人所得税の「空洞化」現象が発生しており、課税最低限を構成する諸控除のあり方等を検討する必要がある。

1 諸控除等の課税ベース等

我が国の所得税制には、人的控除や様々な政策的控除が設けられているが、働き方や家族構成の変化に伴い、税負担のあり方について検討していく必要がある。

このため、所得控除方式やゼロ税率・税額控除・消失控除制度等を導入するなど課税の公平を図っていくべきである。

なお、当然のことであるが税制は簡素な税体系が求められており複雑にならないよう配慮すべきである。

2 少子化対策推進のための施策

少子化対策が進まない理由の一つに教育費負担の大きさが考えられ、奨学金の返済ができない者の増加や、連帯保証による弁済請求などの問題点がある。さらには、日本の子供の7人に1人が貧困の下で暮らす現状にある。

この点から、実情に即した扶養控除に拡大すること。また、出産・育児に係る税制の整備を図ること。

また、企業の努力による少子化対策等に係る、従業員個人が受ける金銭や経済的利益には課税すべきではない。

そしてフランスの家族政策の大きな特徴の一つである、所得税におけるN分N乗方式も少子化対策の一つと考える。

第三 資産課税及び資産性所得課税のあり方

資産課税は、資産の所得や保有に対して課税し、所得課税を補完するものとして富の再配分機能を有しているが経済環境の変化や核家族化、長寿化の進展に伴い労働対価を得ることが困難になり、保有資産を取り崩して生活を支えなければならない個人が増加することが予測されることから、資産運用課税や資産保有課税については課税上の配慮が必要となってきた。

また、特に企業経営者にとって最大の関心事は事業承継であり、事業承継に係る非上場株式の評価額や保有資産の評価額を大幅に引き下げるなど、事業の継続・発展を円滑に実現できる制度の確立が必要である。

1 相続税制

相続税の課税の根拠は、富の再配分や階層の固定を避けることを目的とされているが、基礎控除額等の改正により課税最低限の水準が大幅に下がり申告者が増加し、滞納や結果として富裕層に財産が流れる事実もあり、課税強化は決して効果的とは言えず、基礎控除額及び税率を改正前の水準まで戻すこと。

2 事業承継税制

地域経済の活性化や雇用は、我が国の企業の90%を超える中小企業の存在に支えられている。よって、日本の経済の発展にはそれらの企業の円滑な事業承継が最も重要な要素である。平成30年度の改正では事業承継税制に関して、適用条件の緩和が行われたが、円滑な事業承継に必要なのは納税猶予制度だけではなく、事業承継時の最も優先すべき課題は取引相場のない株式価額の評価減による免税制度であり、事業承継者が株式を譲り受ける場合の株価は、発行額面額と評価額のいずれか低い価額とすべきである。

また、事業用資産の課税評価を英国並みに軽減すべきである。

さらに、事業承継の手段としてM&Aを活用することが考えられるが、株式売却による所得税、住民税の多額の負担が発生することから活用を躊躇する例も多く見受けられる。円滑な事業承継を推進するためにも、事業承継のためのM&Aによる株式売却時の税負担について軽減措置を講ずるべきである。

3 金融所得課税のあり方等

現在、金融所得に対する税率は本則の20%になっているが、それが国内の投資活動の妨げとなり、景気回復の遅れにも大きく影響している。したがって、株式譲渡益や配当に対する課税は、恒久的に従前の優遇措置の10%とすべきである。

また、投資の促進を図るためには、対象商品は、株式、投資信託、貯蓄性のある保険など広範囲とするとともに、他の所得との損益通算を可能にすべきである。

第四 消費税のあり方

消費税は我が国の給付と負担を考えると不可欠な財源であり、将来に向けての増税は避けることのできないものである。したがって、今後の少子・高齢化に向け、社会保障の安定化と充実のうえから、消費税率を引き上げ、将来子供たちに禍根を残さない財政基盤を確立すべきである。その場合でも低所得者に対する配慮は必要である。

消費税の課税方式

中小企業にとっては、産業構造及び流通構造からして消費税額の転嫁が極めて困難であるが、高額化する消費税を転嫁できない状態は更なるデフレを増長させ、中小企業の経営を圧迫し景気と雇用に悪影響を及ぼしており、政府が行っている転嫁監視制度の更なる拡充を図るべきである。

また、以下の点についての措置を求める。

- 1 消費税の複数税率は、①外食とテイクアウト・宅配等の区分や食品の差別扱いなど、不平等が生じやすいこと、②軽減税率は、高所得者に対してまでもその効果が及ぶこと、③インボイス方式での事業者の事務量負担や免税事業者の取引排除等が危惧されることから、軽減税率の適用を廃止し単一税率とすること。
しかし、既に法律によって軽減税率制度の採用は決定しており、制度の正確な理解と運用については把握しておかなければならない。
- 2 仕入れ税額控除方式は、請求書・領収書に法人番号等の記載を仕入れ税額控除の要件とすること。
- 3 非課税取引は、課税ベースを狭め税率引上げにより経済に及ぼす影響も大きくなる。消費税は本来、広く薄く課税すべきであり、課税ベースを狭める非課税取引については、その範囲を見直し縮小すること。
- 4 低所得者に対する対応は、複数税率ではなく個別の還付などで明確に実施すること。

第五 地方税のあり方

構造改革の重要な柱である地方分権を推進し、地方自治体の歳出構

造の徹底した見直しによる財政の効率化、および自主財源の確保により活力のある地域社会を実現すること。

1 固定資産税のあり方

(1) 評価額の算定方式等について

地価の変動に対して、負担調整という名のもとに全国的にほとんどの地域で実質増税となっていることは、納税者として到底納得できるものではない。

これは現在の評価額の算定方式に問題があるため、評価額の見直し期間を短縮するとともに、土地、家屋、償却資産にかかる税率の見直し及び免税点の引上げをすべきである。また、居住用と事業用については課税運用上の差をつけるべきである。

また、評価制度の向上と透明性の観点から、納税者に算出過程を通知すべきである。

さらに、都市計画が完了した都市は勿論、ほぼ完了した地域における都市計画税は廃止すべきである。

(2) 空き家対策について

社会問題化している「空き家」への対応について、平成27年に施行された空家対策特別措置法の強化や、固定資産税の時限措置等とともに、固定資産税を5年程度の期間で段階的に引き上げるなどの経過措置を講ずるべきである。

(3) 償却資産に対する固定資産税について

償却資産に対する固定資産税については、①課税対象となる償却資産を抱える業種に負担が偏ること、②それによって、製造業など償却資産を多く抱える業種が多く集まる地域に税収が偏ること、③諸外国では償却資産に対してあまり課税がされておらず、国際競争上我が国企業が不利な条件に置かれること、④人材不足から企業の設備投資の促進がますます必要となっており、それを支援する必要があることなどから廃止を含めて根本的に見直すべきである。

2 地方の独自課税問題等

国と地方の役割分担を見直すにあたり、国から地方への権限委譲とともに、税源の移譲は不可欠であり、それにはまず行財政改革を徹底

して行い、税の統廃合や国税から地方税への移管等、国・地方を通じた税制の抜本的な改革が必要であるが、平成12年度から施行された地方分権一括法により、各地の自治体で法定外目的税創設の動きが広まった。

そこで、事業所税については、固定資産税との二重課税の性格が強く、かつ課税主体が地域的に見て偏在しており、さらに、市町村民税の超過課税も標準税率を超過して市町村独自で課税できるものであり、いずれも公平性に欠ける。従って、超過課税制度も事業所税と合わせて即刻廃止すべきである。また、外形標準課税対象法人の資本金の額又は出資金の額を3億円超に引き上げるべきである。

3 森林環境税（仮称）

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において森林環境税（仮称）が国税として創設されることとされているが、愛知県（あいち森と緑づくり税）をはじめ多くの自治体において類似の税があり、二重課税とならないような措置を講ずるべきである。

第六 今後の財政政策のあり方

1 経済社会の構造変化・活性化への対応

政府は常に持続的な景気回復を軌道に乗せるべく、一層の構造改革を推進すべきである。

近年、中小企業の70%近くが赤字経営という異常な事態が続いているが、政府は需給ギャップによる深刻なデフレ状態を強く認識し、中小企業投資促進税制のような環境負荷の少ない設備への更新を促す税制の確立など公平な取引関係を構築し、中小企業が安定的経営を図れるような、租税政策等で一層の支援を行うべきである。

2 設備投資促進のための優遇措置

設備投資には各種補助金制度はあるものの、申請に手間がかかることなどから活用は極一部の者に限られている。さらに固定資産税の減税措置が図られたが中小法人には手続きが煩雑である。設備投資を促

進させるための補助金制度や減税措置であるなら、申請等を簡素化した優遇措置とすること。

3 行財政改革の推進

日本経済を再生し財政の健全化を実現するためには、安易に法人企業に負担を求める税制依存体質から脱却し、まず何よりも先になすべきは行財政改革の断行、すなわち行政経費の大幅な削減である。その中でも特に早急に着手すべきは、議員定数のさらなる削減、公務員と民間の賃金、退職金等の格差是正による人件費の削減、地方行政の効率化を図るための市町村の合併後の効果などによる、公的支出の大胆な削減を実現すべきである。

4 社会保障を含めた国民負担のあり方

現在は、人口減少と少子・高齢化の同時進行、格差の拡大といった時代の趨勢に社会保障制度が対応しきれていない状況にあるが、国民生活の安心を確保する社会保障制度を築きあげるとともに、その財源についても幅広く国民が負担を分かち合う仕組み、つまり、受益も負担も特定の世代に過度に偏ることなく、幅広く国民が納得して支えていくことのできる制度とする必要がある。

また、国民が受益と負担をよく理解できるよう、特に年少時から租税教育の義務化や広報活動の充実を図るべきである。

5 国・地方のあり方等

小さな政府の実現という観点から、地方分権を推進すべきであると考えるが、そのためには地方分権を担うにふさわしい行財政基盤の強化を図ることと、国の出先機関の廃止を含め二重行政の整理と、ただ単に人と財源を移すということでの解決は避けること。

個別事項

法人税関係

【所得拡大促進税制の適用要件緩和】

所得拡大促進税制は企業・従業員双方にメリットがあり有効な制度と考えるが、平均給与等支給額を算出する継続雇用者の対象条件が複雑で分かりにくく計算が煩雑であり、導入を促すためには条件や計算方法を簡便にするとともに税額控除額の引上げをすべきである。

【軽減税率適用所得金額等】

軽減税率の対象所得金額は、昭和56年以来据え置かれており実情にそぐわないので、現行800万円を倍額程度に引き上げること。

また、時限立法であるが本則とし恒久化すること。

【減価償却資産等】

中小企業の合理化対策はいまだ十分とは言えず、投資の促進、景気回復の面からも、従前の特定情報通信機器の即時償却制度といった、一定額以下の取得資産の即時償却制度を直ちに創設することと、その際は当該機械、設備等を収容する建物についても特別償却の対象とすること。

また、平成26年度の税制改正により「中小企業投資促進税制」の上乗せ措置が創設されたが、対象価額が高く実効性が低いことから最低価額を現行の半額程度に引き下げること。

なお、特別償却、特別税額控除は企業規模により適用が制限されているが、全ての企業で適用可能とすること。

さらに、減価償却制度は非常に複雑で、特に定率法は取得時期の区分により新旧計算方式が異なっている。事務負担の軽減、制度の簡素化及び投資の促進のために、定率法を簡素な償却法に戻すべきである。

【資本的支出と修繕費】

資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、通達改正に関することになるが、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

① 修理や改良に要した金額が100万円以下の場合(現行60万円)

②修理や改良に要した金額が、前期末取得価額の20%相当額以下である場合(現行10%)

【役員給与】

中小企業においては、近年の経済情勢から1年を通しての安定した経営は望めなく、中でも役員給与が経営に大きく影響していくが、例えば、事前確定届け出給与及び定期同額給与の期中減額は、業績悪化改定事由等の条件が厳しく、経済の変動に敏感に影響を受ける中小企業の経営実態に沿った制度とはなっていない。

中小企業にも利益連動給与を認め、好不況の影響を受けやすい中小企業の役員給与については、減額の際は原則損金算入を認めるか、要件を緩和するなど経営実態に沿った制度とすること。

【賞与引当金、退職給与引当金】

企業は、就業規則等で賞与の支給、退職金の給付を定めている場合は、従業員に対し法定債務を負っており、企業会計上は引当金計上を要求しているが、税法はそれを損金算入することを認めていない。その結果、特に退職給付金の積立てが行われず、実体として簿外債務となっている。そのことから、期間損益と税負担の平準化の上からも引当金として損金算入を認めること。

【帳簿・書類の保存】

現在帳簿・書類等は、7年間の整理保存が義務付けられているが、膨大な量となることから、請求書・納品書等の電子保存化、さらには、保存する帳簿類を絞り込むなど簡素化を図るとともに、保存期間を5年に短縮すること。

【電子申告の推進等】

電子申告・納税制度は、手続きの煩雑さや費用がかかる点が普及を妨げている現状にあり、普及促進及び義務化に向けて手続きの簡素化と計算の自動化を図るほか、入力方法の利便性を高めること。

また、①電子申告推進のためのインセンティブとしての効果が見込まれる程度のコストを税額控除する。②前記の税額控除は税理士による代理

送信の場合にも適用し、恒久的適用とすること。

さらに、電子申告制度の一層の普及を図るために、e-Taxの利用可能時間を拡大し、土日の受付も可能とするとともに、e-Taxとe-LTAXのシステム統合を図り、地方税にも電子納税を取り入れるなど、納税環境の簡素化と利便性を高めること。

【貸倒損失等】

貸倒損失の計上については、実質的に回収不能と判断されても条件が厳しく、また、中小企業においては相手の状況把握が困難なことから早期の損失計上が困難である。

貸倒引当金制度の改正により適用法人が限定等されたが、企業経営の健全性・透明性の観点から貸倒引当金及び貸倒損失を計上する基準については、企業会計原則に準じた損失計上ができるような制度とすべきである。

【繰越欠損金繰越期間の廃止等】

繰越欠損金の控除については、平成29年4月1日以後開始する事業年度においては、繰越期間が10年に延長されたが、中小法人は事業基盤の弱い法人が多いことから繰越期間制限の廃止及び現行の100%控除制度を維持すること。

【中小企業投資促進税制指定業種の廃止等】

中小企業投資促進税制の適用対象指定業種のしぼりを廃止し、全業種に拡大すること。

また、償却限度額(現行30%相当額)及び税額控除限度額(現行7%相当額)の引上げを行うこと。

【投資促進税制の一本化及び簡素化】

中小企業向けの投資促進税制は、「中小企業経営強化税制」、「中小商業サービス活性化税制」、「中小企業投資促進税制」の3本立てとなっている。それぞれの税制で対象となる設備の範囲等が複雑であり、また、特にB類型における煩雑さが顕著であり、確認書等の申請手続きを省略すべきである。

攻めの投資を支援するのであれば、制度促進のため、投資促進税制の一本化と手続きを簡素化すること。

さらに、事業者の生産性向上を図りもって我が国経済の発展を図るという制度創設の趣旨からも、また設備投資をしながら内部留保を高め競争力をつけるためにも、これらの制度を恒久化すること。

【研究開発税制の範囲等の明確化】

研究開発税制は、製品の製造又は技術の改良、発明に係るといった範囲が広く不明確である。

また、原材料については量産品の原料を使う場合もあり、労務費については専門的知識を持って専ら従事とあるが、中小企業は業務を兼務するケースもあり、判断が分かれる表現となっている。原材料の使用割合や兼務者の従事時間割合などによって算入できるように見直しをすべきである。

制度の活用を促し国が成長力と国際競争力を高めるといった目的を達成するためには、意義や表現をより明確にし、誰もが判断でき活用し易いものとするべきである。

【移転価格税制】

独立企業間価格を算定することは一般的には困難であり、利益分割法によることとなるが、この場合主観が入りがちである点から、税務当局の事前相談制を活用しつつも、主観の入らない算定基準を制定すること。

なお、T P P が成立しても、相手国の税制にも配慮して的確に対応できる制度とすること。

【P E 課税に対する法整備】

企業が国をまたがって事業を行う場合、二重課税が極力発生しないよう配慮が行われ、事業所得に対してはP E がなければ課税されないというのが国際課税の原則となっている。しかし、中国においてはP E の認定が増加し、課税を容認しないと送金できないというケースがあり、早急に法整備を行うこと。

また、支払った所得税は損金不算入であり企業活動を圧迫していることから、損金若しくは税額控除対象とするなど、税負担の軽減を図ること。

と。

さらに、簡便な計算方法など企業の実務を考慮した制度とすること。

【中小法人等の延納制度の創設】

中小企業にとって資金繰りは重要な経営課題であるが、年度首における税の一括納付が大きな負担となる。

中小企業の資金繰りに配慮し、滞納を回避する上からも、法人税法においても所得税法に設けられている延納制度を設けるべきである。

【適用額明細書提出制度の廃止】

適用額明細書提出制度は、租税特別措置法の適用状況を明らかにし、その結果を検証して適宜・適切な見直しを推進するものとして設けられたものであるが、すでに6年を経過しており検証期間としては十分であり、また、事務負担軽減の観点からも提出制度を廃止すること。

【グローバル企業に対する課税の強化】

グローバル企業による軽課税国などを利用した、節税対策 BEPS (Base Erosion Profit Shifting) を排除するため租税条約の改定等、施策を強化すべきである。

【外国税額控除制度等の見直し】

外国所得税の額が控除限度額を超える場合も、控除限度額に満たない場合も差し引くことができる期間は3年となっており、二重課税が解消されないままとなる可能性があることから、期間を延長すべきである。

また、外国子会社からの配当についても、高税率の日本において税金の追加負担が生じており、設備投資、研究開発、雇用創出の妨げとなっていることから、100%の益金不算入とすること。

【法人税等の納付期限の延長】

法人税で確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている場合には、納付期限も同様とすること。

所得税関係

【譲渡所得課税】

土地・建物にかかる譲渡所得課税については、流動化促進の観点からも税率の一層の引下げを行い、土地建物の譲渡損失について、他の所得との通算、繰越を認める制度に改めること。

また、土地・建物の取得費が不明の場合の概算取得費5%を10%に引き上げることとし、相続税の取得費加算については、申告期限から5年に拡大すること。

さらに、短期、長期の区分を撤廃し、税率についても現行の長期の税率より低減すること。それが困難な場合でも短期譲渡所得の税率は、20%以下に引き下げること。

【医療費控除額等の見直し】

長寿化が進む中、治療薬等も広範囲となっているが、医療費控除対象の判断が政令・規則及び通達に基づくなど煩雑である。また、平成28年度税制改正では、「セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除」と言った複雑な制度が導入され、更に煩雑さを増していることから、もっと容易に判断できる制度に改めること。

また、健康診断等の疾病予防に係る費用や同一生計でない親族が支払った老親の介護費用も医療費控除の対象とすること。

さらに、医療の進歩とともに医療費も高額となっていることから、医療費控除の額も実態に即すべきであり、控除適用最低限度額を10万円から5万円に引き下げるとともに控除の最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

【雑損控除の適用範囲の拡大】

・特殊詐欺に係る被害額の雑損控除

詐欺、強迫による損害については、従来から雑損控除の対象とされていないが、近年高齢者を中心に被害が拡大している特殊詐欺については、その犯罪の実態は窃盗と同視できるものであり、また、担税力の喪失という面からも、警察による被害証明等の要件を付して雑損控除の対象にすべきである。

・現金・預金による保証債務の雑損控除

現金・預金で保証債務を履行した場合は何の救済措置もないため、救済措置として雑損控除の対象とすること。

【所得税の基礎控除額の拡大】

所得税の基礎控除額は、平成30年度の改正で48万円に引き上げられたが、納税者の最低限の生活を保障するもの、基礎的な生活費には課税しないとの原則に立てば、平均的な国民の生活水準を反映しているものとは言えず、倍額程度まで引き上げるべきである。

【復興特別所得税の廃止】

復興特別法人税は廃止されたが、復興特別所得税は議論さえされていない。復興特別法人税の廃止は、賃金を上げ消費を増やすという考えからと思われるが、企業の7割が赤字法人でありもともと賃上げの望みは薄い。

消費税増税や円安での実質賃金の目減りを考えた場合、不確かな賃上げを期待しているより、復興特別所得税を廃止することが実質賃金の目減り分を緩和することになる。また、上乘せの重税感の払拭及び煩雑な事務量の削減にもなる。このことから、復興特別所得税及び住民税への上乘せを廃止すること。

【財産債務調書の提出制度の見直し】

所得税・相続税申告の適正性を確保するための制度であるが、当該調書には保有財産のその年12月31日現在における「時価」等を記載する必要があること。また、提出期限が翌年の3月15日までであることなどから大きな負担を強いている。

よって、財産の評価は取得価額によること。また、提出期限も延長することなど、制度の見直しと簡素化を図ること。

【寡婦控除・寡夫控除の適用範囲の拡大】

婚姻歴のない一人親は、寡婦(夫)控除の適用対象ではないが、社会生活を営んでいく環境は変わらず、救済から排除する合理性は全くない。したがって、婚姻歴のない一人親であっても寡婦(夫)控除の適用を認

めるべきである。

【配偶者控除等と社会保障との関係】

配偶者控除及び配偶者特別控除が見直され、平成30年分から同控除の対象と配偶者の合計所得金額の上限が85万円に(給与所得のみの場合、給与収入150万円)引き上げられた。

「働き方改革」の一つとして就業調整を軽減する仕組みとした一方、社会保険関係では、何等見直しがなく且つ「短時間労働者の4要件」によりその対象者が拡大している。

国税における配偶者控除等の適用要件と社会保障関係(厚生年金保険・国民健康保険)それぞれの所得制限が異なっており、就業調整が引き続き行われることになる。

働く側、雇用する側、双方とも働き方改革を推進するには、150万円に統一することが望ましい。

【個人年金保険料控除額の引上げ】

今後、高齢者の増加が見込まれる中、国民自らの老後に向けた経済的自助の取組みが必要となってくる。その取り組みを支援する観点から個人年金保険料控除額の引上げをすべきである。

また、一時払個人年金に加入している場合、現行では一般の生命保険控除として計算することとなっているが、これを個人年金保険料控除の対象とすべきである。

【災害による雑損失の繰り戻し還付制度の創設等】

災害により生じた雑損失については繰越控除の制度が認められているが、収入の道が断たれている被災者については、繰越控除制度のみでは十分な支援策とは言えない。被災者が今後の生活の立て直しを図ることができるよう支援するためにも雑損失の繰り戻し還付制度を創設し、過去に納めた税金を還付できるようにすべきである。

また、災害等の臨時突発的かつ不可抗力による担税力の喪失については、本来は期限を区切ることなく救済すべきである。よって、繰越期間は無期限とし、長期にわたり被災者を救済すべきである。

【源泉所得税の納期限の延長】

働き方改革や大型連休などにより、実労働日数や営業日が減少していることから、源泉所得税及び復興特別所得税の納付を給与支払い日の翌月10日までに行うことは、実務担当者の負担となっていることから、納期限を翌月の末日までとするよう改正すべきである。

相続税関係

【贈与税の基礎控除額の引上げ】

贈与税の基礎控除額は、現在低い水準に設定されているが、一方で政策目的の下に、贈与税について教育・結婚・子育て資金の一括贈与制度が導入された。しかし、一括贈与制度の実効性は一定範囲の資産家層に限定され、格差の拡大に繋がっている。

資産の円滑な移転を促進させるために、現行の基礎控除額を大幅に引き上げ、併せて一括贈与制度は廃止すべきである。

【贈与税の配偶者控除の拡充】

贈与税における居住用不動産の配偶者控除額は、昭和63年以来据え置かれており、3,000万円に引き上げること。

【取引相場のない株式の評価】

取引相場のない株式の評価に当たっては、退職金要支給額を債務に含めるほか、類似業種比準価額方式の斟酌率を、中会社についても50%に引き下げること。

また、事業承継者が譲り受ける場合には、繰越欠損金があり評価が額面割れとなる場合を除いて発行額面とすべきである。

【相続税の生命保険金等の非課税限度額の引上げ】

相続税の生命保険金及び退職金の非課税限度額(500万円)を1,000万円に引き上げること。

【保証債務の履行に係る更正の請求】

相続人が被相続人の保証債務を引き継ぎ、3年以内に履行してその求

債権の行使が不可能な場合は、更正の請求により債務控除を認めること。

【山林の評価額】

現状の山林の相続税評価額は、実勢価格に比べて高くなっており、林業経営者の足枷になっている。このため、固定資産税評価額を含め、山林に対する評価額を大幅に見直す必要がある。

【登録免許税等の債務控除】

不動産の相続について、相続税の申告期限までに相続登記が完了し、かつ期限内申告をした場合には、当該登記に係る登録免許税及び司法書士手数料を被相続人の債務とみなし、債務控除すべきである。

【土地の第三者評価機関の創設】

土地の相続税評価基準の決定について、現行の相続税法第26条の2に規定されている土地評価審議会は、有識者が構成メンバーに入っているとはいえ各国税局の付属機関である。土地の評価に関して、より公正性、信頼性および透明性を高めるため、第三者機関としての協議機関制度を導入すべきである。

間接税関係

【消費税の届出書の提出期限】

消費税の各種届出書の届出内容は、現行の提出期限までに判断を適切に行うことは困難な場合が多いことから、当該課税期間に係る確定申告書の提出期限まで延長すること。

【消費税簡易課税制度における設備投資仕入税額控除】

簡易課税制度選択事業であっても、一定金額以上の設備投資を行った場合は、設備投資に係る仕入れ税額控除を認めること。

【消費税の納付手続きの簡略化】

消費税の納付について、予定申告方式をとっても毎回 e-Tax で中間申告書の送信手続きをし、メッセージボックスを開き納付手続きをしなく

てはならないが、納付金額に変更はないことから、年間分の予約ができ毎回複数回の手続きを繰り返さなくても良いように、申告・納付手続きを簡略化すること。

【印紙税】

印紙税については、電子商取引の一般化により、経済取引のペーパーレス化が進展するなか、紙を媒体とする文書のみ課税する印紙税は公平性と合理性に欠けるものであり直ちに廃止すること。

なお、平成26年4月の消費税率引上げ時に一定の減税措置はあったが、少なくとも次の消費税率の引上げ時には必ず廃止すること。

【登録免許税の非課税】

中小企業が、資金を借り入れた際に行う抵当権設定登記に課される登録免許税は非課税とすること。

また、婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与により取得した、居住用不動産に係る登録免許税は相続並みの課税とすること。

【石油関係諸税の整備】

例えばガソリンを見ると、石油税・ガソリン税・消費税と Tax on Tax となっており、その上高率である。こうした消費者・供給者双方に過重な負担を強いている石油諸税は、エネルギーコストを通じて国民生活や産業活動を大きく圧迫していることから、Tax on Tax を解消すること。酒、タバコにおいても同様である。

【自動車関連諸税の軽減】

自動車を取得・維持する際に、国税として消費税、自動車重量税、揮発油税、地方税として、自動車取得税、自動車税（または軽自動車税）、軽油取引税と多くの税金が課せられている。

このことが自動車の取得、買い替えなどの消費活動に大きな影響を与えていることから関連税制を整理し、税負担を軽減すること。

地方税関係

【個人住民税納付手続きの簡素化】

個人住民税（特別徴収分）については、平成31年10月からeLTAXを活用して複数の地方自治体への納税を一度の手続きで可能とする共同収納の導入が予定されているが、eLTAX未利用の特別徴収義務者についても、当該事業所を所轄する市区町村に明細書を添付することにより、一括納付できるようにすること。

なお、所得控除額は所得税の控除額と同額に改めること。

【不動産取得税の課税標準】

不動産取得税の課税標準となる固定資産評価基準は、一般納税者に積算根拠が示されず透明性に欠けていることから、評価基準を示し実情にあった価格を納税者に申告させることに改めること。

また、婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与により、居住用不動産を取得した場合は、相続による取得と同様に非課税とすべきである。

【固定資産税の減額】

償却資産に対する固定資産税の評価額の減価率は、旧定率法の減価率を適用した場合には、1円まで償却する均等償却は行われず。従って、償却が終わっても固定資産税は支払い続けることになり、企業にとって大きな負担となる。また、二重管理が必要となり事務量としても負担が大きいことから、固定資産税の評価額を法人税法上の簿価に合わせるとともに、課税の基準日が1月1日で法人の事業年度と異なることから事務量の増加となっている。課税の基準日を法人税に合わせることに。

また、少額資産の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大すること。償却資産及び償却方法等は国税と同じ考え方とすること。

さらに、永続的に事業を行っている企業の事業用敷地の評価額が、外的要因で上昇し税負担が経営を圧迫している。事業用敷地は固定資産税の軽減措置を講ずること。

【住宅・不動産関連諸税の見直し】

住宅は国民生活の基盤となる社会資産で、単なる消費財とは異なり住宅投資は内需の柱で経済的な波及効果も大きい。しかし、住宅等の建築物には、消費税・不動産取得税・登録免許税・印紙税・固定資産税が重疊的に課され重い税負担となっている。そこで、①不動産取得税の廃止、②登録免許税の手数料化（または廃止）、③不動産譲渡契約書及び建築請負契約書に係る印紙税の廃止など、多重課税を排除し流通課税を抜本的に見直すこと。

【事業所税等独自課税の廃止】

平成12年度から施行された地方分権一括法により、各地の自治体では法定外目的税創設の動きが広がった。

事業所税の課税標準は、床面積（資産割）と給与総額（従業者割）であり、固定資産税並びに外形標準課税との二重課税の性格が強く、赤字企業や中小企業の経済的負担が増加し、経営に悪影響を及ぼしている。

また、市町村民税の超過課税も標準税率を超過して市町村独自で課税できるものであり、いずれも公平性に欠ける。従って、事業所税とあわせ超過課税制度を即刻廃止すべきである。

【地方創生応援税制】

企業版ふるさと納税制度は、除かれる地方公共団体は決められているのだから、少なくともそれ以外の自治体であれば本店所在地でも寄付金の対象とすべきである。

なお、個人のふるさと納税については、制度の本来の趣旨に沿った運用に改めるべきである。

【法人企業の国税と地方税の申告書等の一本化】

国税と地方税申告書は、当然連動して作成されるものであり、納税者の利便性の向上及び官公庁の事務の効率化を図る面から、申告書様式及び提出窓口の一本化と、納税についても消費税と同様の方式とすること。

【外形標準課税制度】

外形標準課税対象法人の資本金の額又は出資金の額を3億円超に引き

上げること。

また、計算明細書も多くあり、記載事項も非常に多いことから申告事務作業が煩雑すぎる。

納税者の事務負担が軽減できる簡素な仕組みにすること。